

多摩N T尾根幹線沿道まちづくりプラットフォーム運営要領

(名称)

第1条

本会は、多摩N T尾根幹線沿道まちづくりプラットフォームと称する。

(目的)

第2条

2040年代の多摩ニュータウン再生に向け、尾根幹線の全線4車線化及び公的賃貸住宅の再生等を契機に、沿道で創出用地等を活用し、行政・公的賃貸事業者と民間事業者・大学・地域団体等が連携した再生を進めていくための尾根幹線沿道の将来像について検討を進めることを目的とする。

(取組内容)

第3条

本会においては、前条の目的を達成するため、次の取組を行う。

- (1) 尾根幹線沿道土地活用に関する情報の提供、提案・相談の受付、フォーラムの開催
- (2) 尾根幹線沿道の将来像に関する意見交換の場の設定
- (3) 会員との意見交換の場の設定
- (4) その他目的を達成するために必要な取組み

(事務局等)

第4条

本会は、次の役割に基づき、多摩市が事務局を担い、東京都、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社が事務局を支援する。

- (1) 多摩市は、事務局として会員の意見、市民の声を把握し、多摩市ニュータウン再生推進会議への報告を担う。また、議論の場を設定し、会員への周知を行い、情報発信も行う。なお、必要に応じて、助言を行う者等をオブザーバーに登録することができる。
- (2) 東京都は、広域行政として事務局の支援を担う。
- (3) 独立行政法人都市再生機構及び東京都住宅供給公社は、公的賃貸事業者として団地再生を推進する観点での事務局支援を担う。

(会員)

第5条

会員は、本会の目的に賛同し、本運営要領を遵守する次の者より構成する。

- (1) 尾根幹線沿道の将来像に関する提案が可能で、土地活用や管理運営、プランディングなど実施主体となりえる意思を持つ事業者（法人格を有する企業や大学、地域団体等。ジョイントベンチャーやコンソーシアムによる場合も含む。）
- (2) 次の項目全てを満たしていること。
 - ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定められた暴力団または暴力団と密接な関係にある団体等ではない

- ②意見交換の場等に参加し、提案内容の説明や質疑応答に対応できること。
- ③政治的・宗教的な提案を含まないこと。
- ④公序良俗に反する提案を含まないこと。

(情報の取り扱い)

第6条

- (1)会員は、事務局等から受領した情報（本会目的のために事務局等から会員に開示または提供した情報で、媒体及び手段の如何は問わない。）について、第三者に開示しないものとする。
- (2)会員は、本会目的のためだけに情報を利用するものとし、本件目的以外に情報を利用しないものとする。
- (3)会員は、情報の不正開示または不正利用のおそれが生じた場合には、直ちに事務局に報告し、損害の拡大防止に努めなければならない。
- (4)第6条は、第9条の定める退会・除名後も期間有効とする。

(入会)

第7条

本会に入会を希望する事業者は、所定の様式により登録届出書を提出しなければならない。会員の入会は、事務局の決定をもって承認される。

(入会金及び会費)

第8条

入会金及び会費は徴収しない。

(退会・除名)

第9条

本会から会員が退会しようとするときは、書面をもってその旨を届け出なければならない。
会員が本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に違反する行為を行い、本会の信用を著しく害した場合には、事務局の決定により会員を除名することができる。会員が解散等により消滅した場合には、本会を退会したものと見なす。

附則

本運営要領は、令和5年4月12日から施行する。